

御津中央浄化センターほか運転管理業務委託

特記仕様書

令和8年度

岡山市 下水道河川局 下水道施設部 下水道施設管理課

目 次

第1章 総則

第1条	目 的	1
第2条	業務の範囲及び履行場所	1
第3条	業務の期間	1
第4条	業務内容	1
第5条	関係法令の遵守	1
第6条	運転業務等	1
第7条	非常時の対応	2
第8条	勤務者の配置	3
第9条	有資格者の選任	3

第2章 業務要領

第10条	業務予定表等	4
第11条	機器の点検整備結果	4
第12条	業務従事者の研修	4
第13条	作業内容の変更	4
第14条	施設への立入禁止	4
第15条	修理・造作	4
第16条	運転記録等	4
第17条	安全・衛生の確保	4
第18条	火災の防止	5
第19条	盗難・事故の防止等	5
第20条	門扉の管理	5
第21条	照明等の管理	5
第22条	業務完了後新たな受託者に引継ぐ場合	5

第3章 その他

第23条	完成図書・工具の貸与・備品の整理	6
第24条	事務用品等	6
第25条	従業員服装等	6
第26条	負担区分	6
第27条	雑則	6
第28条	規律維持	7
第29条	疑義等	7
第30条	喫煙	7
第31条	その他関係業務への協力	7

第4章 特記事項

第32条 業務詳細内容・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8

第5章 施設概要

第33条 野々口浄化センター・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9

第34条 御津中央浄化センター・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9

第 1 章 総 則

(目 的)

- 第 1 条 本仕様書は、野々口・御津中央浄化センター（以下「浄化センター」という）での下水処理等を適切に行うことを目的とした運転業務（以下「業務」という）の実施について必要な事項を定める。
- 2 受託者は、浄化センターの機能を十分達成できるよう契約書、仕様書、下水道施設設計指針及び解説、下水道維持管理指針、その他関係書類に基づき能率的、経済的に業務を履行しなければならない。
- 3 受託者は、本市が定める保守点検表及び（社）河川ポンプ施設技術協会発行「ポンプ施設の建設と管理」によって点検整備及びポンプ運転を実施するほか、下水道維持管理指針等の文献を十分に活用すること。

(業務の範囲及び履行場所)

第 2 条 本業務の範囲及び履行場所は次のとおりとする。

- (1) 野々口浄化センター 岡山市北区御津野々口 9 7 3 番地
(2) 御津中央浄化センター 岡山市北区御津宇垣 1 9 7 8 番地

(業務の期間)

第 3 条 本業務の契約期間は次のとおりとする。

令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで

(業務内容)

第 4 条 本業務の内容は次のとおりとし、業務内容の詳細は第 3 2 条による。

- (1) 日常運転管理業務
(2) 処理場内の保守点検・維持管理業務
(3) 脱水機の運転業務
(4) 日常作業その他必要業務

(関係法令の遵守)

第 5 条 受託者は、業務実施にあたっては、関係法令を遵守しなければならない。また、その適用及び運用は、受託者の責任において適切に行う。関係法令等の一例として、下水道法、水質汚濁防止法、毒物及び劇物取締法、酸素欠乏症等防止規則、消防法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、悪臭防止法、労働基準法、職業安定法、労働安全衛生法、労働者災害補償保険法、電気事業法、エネルギーの使用の合理化に関する法律及びそのほか関係法令（以下「関係法令等」という）を遵守しなければならない。

- 2 適用を受ける関係法令・規格等は改定等があった場合は最新のものとする。

(運転業務等)

第 6 条 浄化センターの運転業務は、次の各項により行わなければならない。

- (1) 浄化センターの処理水質は、関係法令等に定める基準及び本市が定める基準（別紙 1）水質基準及び目標値を参照）に適合するよう運転管理に最善を尽くすこと。
(2) 機器の運転操作は、本市が貸与する所定の機器取扱説明書・操作説明書・関係図

書等に基づいて行うこと。

- (3) 浄化センターの保守・点検等とは、施設の巡視点検・整備・軽微な修理・塗装及び清掃等を言い、常に良好な状況保持に努めること。
- (4) 緊急事態の発生に際しては、受託者の成し得る最善策を講じた後、直ちに本市監督員又は本市係員(以下監督員等という。)に連絡し、その指示に従うこと。
- (5) 施設設備故障発生時、降雨等の緊急時においては、迅速に適切な体制(おおむね1時間以内に参集)がとれるようにすること。
- (6) 疑義のある場合は、監督員等と協議し、その指示に従うこと。

(非常時の対応)

第7条 受託者は、集中豪雨・雷・台風・火災・停電・重大事故等の緊急事態発生に備え、従業員を非常招集できる体制を確立しておくこと。

- 2 緊急事態が発生したときは、ただちに業務に支障のないように適切な措置を講じるとともに、監督員等に通報すること。
- 3 大雨、台風など予測される場合や異常事態発生時には次の各号について適切に対応し、その結果を事後、監督員等に書面をもって提出すること。
 - (1) 予め流入水量増加に備え、体制を整えること。
 - (2) 浄化センターでは自動除塵機、ポンプ等の運転操作や監視を適時適切に実施すること。その他、主機や補機類の点検を行い安定した運転が継続されるよう機器の点検を怠らないこと。
 - (3) 浄化センターで異常が発生したときには、旭西排水センター中央監視室(以下「監視室」という)または監督員等に連絡し、指示を受けて適切に対応すること。但し、現場で応急対応可能な異常は現場で対処し、その結果を監視室または監督員等に報告すること。
 - (4) 監視室に監督員等が不在の場合は班長若しくは所属長に連絡し指示を受けること。
 - (5) 保守点検を実施している施設で緊急事態が発生している場合には、監督員等からの指示により配置可能な人員を現場に配置し現場の状況を把握すること。その結果を監督員等に連絡し、連携して復旧に努めること。
- 4 地震、火災、津波、豪雨、浸水、停電など自然災害や重大事故が発生した場合には、配備可能な人員の安否確認を行い、作業員を当該施設に配置し、その結果を監督員等に直ちに連絡すること。配置完了後は監督員等の指示により次の業務を行うこととする。
 - (1) 被災施設の状況を調査しその内容について監督員等に連絡すると同時に事後、報告書を提出すること。監視室と現場の交信記録メモを監視室に保管しておくこと。報告書を提出した後はこの限りではない。
 - (2) 汚水の揚水機能を確保することを最優先に監督員等と連携して応急復旧に努める。
 - (3) 被災した施設の電源を遮断するなど、安全を確保した後、室内、手摺、機械設備、電気設備などの汚染を除去し、簡易洗浄等を実施する。
- 5 受託者は年に一度下水道河川局で行う災害発生時に適切な業務の執行及び早期の復帰作業を目的とした訓練(呼称BCP:下水道業務継続計画)に参加を行うこと。
- 6 受託者は、前各項の緊急事態の報告を速やかに書面をもって行うこと。

(勤務者の配置)

第8条 受託者は、浄化センターの運転、保守点検等を適正に実施するために必要な有資格者等（第9条参照）を配置すること。

- 2 受託者は業務遂行に支障をきたさないよう必要な人員を常に確保し、勤務させること。
- 3 従業員が監督員等の職務執行を妨げ、又はその指示に従わず、業務遂行上著しく不相当と認められる場合、本市は受託者に対して当該従業員の変更を指示することができる。

(有資格者等の選任)

第9条 受託者は、本業務の実施に必要な次に掲げる有資格者を選任し、本市の承諾を得なければならない。

- (1) 下水道処理施設維持管理資格者（下水道法第22条第2項の有資格者）
- (2) 第2種酸素欠乏危険作業主任者又は酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者
- (3) その他業務の履行上必要な資格者

2 受託者は、本業務の実施に必要な次に掲げる管理者・責任者を選任し、本市に届け出なければならない。

- (1) 化学物質管理者
- (2) 保護具着用管理責任者

第 2 章 業務要領

(業務予定表等)

- 第 1 0 条 受託者は毎月 2 5 日までに翌月の作業予定表等（以下「業務予定表」という。）を提出し、監督員等と協議しなければならない。
- 2 受託者は、月替わり後、速やかに前月の月次報告書を提出しなければならない。
 - 3 受託者は、（監督員等と協議して）決定した業務予定表に従い、誠実・確実にその業務を履行しなければならない。

(機器の点検整備結果)

- 第 1 1 条 点検の結果、異常を発見した場合には、直ちにその状況を監督員等に報告し、ストックマネジメントデータベースへ入力し、その対応を協議し、指示に従うこと。

(業務従事者の安全教育・研修)

- 第 1 2 条 受託者は、業務従事者の安全教育・研修を行い、業務に関する技術上の知識及び技能の修得に努めなければならない。
- 2 受託者は、安全教育の実施報告をしなければならない。（実施中の写真に実施日、実施内容を記載すること。）

(作業内容の変更)

- 第 1 3 条 本市は、機器の修理等のため一時的に機器の運転を中止しようとする場合には、受託者にその旨を通知しなければならない。

(施設への立入禁止)

- 第 1 4 条 受託者は、本市の管理する施設のうち、業務実施上必要と認める場所以外の施設に無断で立ち入ってはならない。

(修理・造作)

- 第 1 5 条 受託者は、点検・整備で発見した不良箇所や故障の発生箇所のうち、備付け工具、支給材料等を用い修理可能なものについては、監督員等の承諾を得て修理すること。但し、緊急を要する場合は応急処置を行った後、監督員等に報告し、その指示に従うこと。
- 3 受託者は、改造工事・修繕・委託等、他の事業者の実施する別途業務に伴う運転方法の変更、及び別途業務の実施に必要な軽易な造作は、監督員等と協議して実施しなければならない。

(運転記録等)

- 第 1 6 条 受託者は、本市が定めた運転管理日報等に所要事項を記入し、運転状況等委託業務に関して、監督員等に報告しなければならない。

(安全・衛生の確保)

- 第 1 7 条 浄化センターには多くの機械・電気設備等が設置され、酸素欠乏や有害ガスの発生が起こるおそれのある箇所又は高所危険箇所が多いため、業務実施にあたっては

安全の確保に十分留意しなければならない。又、下水の中には種々の細菌や寄生虫卵等が多く含まれているので、衛生には十分留意すること。

(火災の防止)

第18条 受託者は、火気の始末を徹底させ、火災の防止に努めなければならない。

(盗難・事故の防止等)

第19条 受託者は、現場における設備・機器・備品・工具等の盗難、及び不法侵入者の防止、並びに事故の発生を未然に防止するため、十分監視を行わなければならない。

(門扉の管理)

第20条 施設管理上施錠を要する扉・窓等は、通常業務完了後に施錠し、また開始前に開錠すること。

(照明等の管理)

第21条 受託者は照明の点灯など、できるだけ節電に努めること。また、自動点灯する照明は、点灯時間、消灯時間の調節を行うこと。

(業務完了後新たな受託者に引継ぐ場合)

第22条 受託者は、業務が完了し、新たな受託者へ引継ぐ場合には施設が正常に稼働するように、本市と協議して必要な措置を講じること。

第 3 章 その他

(完成図書・工具の貸与・備品の整理)

第 2 3 条 業務履行上必要と認めた完成図書・特殊工具・特殊試験器具等は本市が貸与する。

なお、貸出の際に遅滞なく借用書を提出しなければならない。

- 2 受託者は、貸与された物品について台帳を作成し、その保管状況を常に把握し責任をもって適正な維持管理を行わなければならない。
- 3 貸与品を受託者の帰責事由により損傷・盗難・紛失等した場合は、受託者がこれを直ちに修理又は弁済しなければならない。
- 4 保守点検整備・小修理に必要な小型工具類や測定器具類等は、原則として受託者の負担とする。

(事務用品等)

第 2 4 条 業務処理に必要な事務器具・事務用品は、第 2 6 条に掲げる支給品を除いて受託者の負担とする。

(従業員の服装等)

第 2 5 条 受託者は、従業員に統一した制服を着用させ、受託者の職員であることを明示する社章名札等を着けさせ、従業員であることを明確にすること。

- 2 業務従事者は、作業上義務付けられた保護具、ヘルメット、作業服及び作業靴（安全靴）等の使用着用を怠ってはならない。

(負担区分)

第 2 6 条 業務上必要とする次の経費は本市が負担（支給）する。なお、その受渡し及び取扱いは本市の指示に従い適正に実施すること。

- (1) 光熱水費（電気・水道・ガス）
- (2) 作業用薬品等
- (3) 潤滑油類等（補充及び交換用のオイル・グリース等）
- (4) 作業用燃料等（発電機等）
- (5) 塗装材料等（補修用塗料等）
- (6) 修繕材料・特殊工具・器具等
- (7) そのほか本市が必要と認めるもの

- 2 受託者は、電力、用水等の使用に際しては、常に省エネルギーの見地から節約に努めること。

(雑則)

第 2 7 条 受託者は、本仕様書に明記されていない事項であっても浸水の防除、生活環境改善、公共用水域の水質保全等の市民生活、社会活動上重要不可欠な公共施設である認識を常に持ち、運転管理上当然必要な業務は良識ある判断に基づいて、これを誠実、確実に行わなければならない。又、受託者は、円滑な事務事業の遂行を実施するため常に関係業者と緊密な協力体制で臨むこと。

(規律維持)

第28条 受託者は本業務処理に従事する従業員の教育指導に万全を期し、風紀、衛生及び作業規律の維持に責任を負うものとする。

(疑義等)

第29条 本仕様書に疑義を生じた場合には、両者協議のうえ定めるものとする。

(喫煙)

第30条 受託者は各機場の建物内では喫煙しないこと。

(その他関係業務への協力)

第31条 受託者は管路調査等その他関係業務により、各ポンプ場の送水停止及び管底運転等が必要な場合は協力すること。

第 4 章 特記事項

(業務詳細内容)

第 3 2 条 受託者の行う業務詳細は次のとおりとする。

(1) 野々口・御津中央浄化センター運転管理業務

① 水処理設備の日常運転管理

水処理運転を監督員等の指示等により、揚水量・送気量の増減などの機器運転を行い、適正で安定した水処理を行い、良好な放流水質を保つこと。

② 処理場内の保守点検、維持管理

保守点検は、1日1回を基本とする。原則として、土、日、祭日は休みとするが、受託者が作業に必要と認めた場合には、これを超えて業務を行わなければならない。

(1) 異常な臭気、発生音の感知等異常箇所の確認と所要の措置

(2) スクリーンし渣（莢雑物）の除去

(3) 動力制御盤メーター異常と警報ランプ点検等処理施設の異常有無の確認と所要の措置

(4) 点検記録表に基づく点検、記録及び所要の措置

点検を行う機器は、本市が定める点検表による。

受託者は、機械・電気設備の異常の有無を確認し、監督員に連絡するとともに、軽微な異常・故障等は、監督員と協議し対処する。点検表にその内容を記録すること。なお、維持管理には給油等も含まれる。

(5) 水質状況により、施設の稼働状態、負荷状態等を的確に把握し、処理機能が十分に発揮できるようにしなければならない。また、必要に応じて仮設薬注ユニットへの薬品補充及び注入設定、運転の対応をすること。

③ 脱水機の運転

汚泥処理及び清掃は、市担当者からの指示に応じて脱水機の運転による濃縮汚泥の脱水を行う。

④ 試料採取業務

別紙 2 に示す試料採取業務を行う。

⑤ 日常作業その他必要業務

ア 最終沈殿地のスカム除去

イ 各機器の月例切替

ウ 水質日常試験

- ・ 流入水 水温、気温、PH
- ・ 反応槽 水温、PH、DO、SV、MLSS
- ・ 放流水 水温、透視度、PH、残留塩素

エ 清掃・整理

- ・ 単位装置の付属機器の洗浄及び清掃
- ・ 管理棟内の清掃、場内の草刈り、散水等
- ・ 物品等は整理・整頓し、清潔に努める。

第 5 章 施設概要

第 3 3 条 野々口浄化センター

施設の概要は次のとおりである。

- ・ 処理区 野々口処理区
- ・ 処理施設面積 6,949 m²
- ・ 排除方式 分流式
- ・ 現有処理能力 1,000 m³/日
- ・ 水処理方法 {高度処理} オキシデーショondiッチ
- ・ 汚泥処理方法 脱水処理後、民間施設でコンポスト化

第 3 4 条 御津中央浄化センター

施設の概要は次のとおりである。

- ・ 処理区 御津中央処理区
- ・ 処理施設面積 15,340 m²
- ・ 排除方式 分流式
- ・ 現有処理能力 900 m³/日
- ・ 水処理方法 {高度処理} オキシデーショondiッチ {+凝集剤添加}
- ・ 汚泥処理方法 脱水処理後、民間施設でコンポスト化

(別紙1-1)

■御津中央浄化センター水質基準及び目標値

項目	単位	水質汚濁防止法に基づく排水基準	水質汚濁防止法に基づく総量規制C値	下水道法に基づく技術上の基準	本市下水道経営計画上の目標値	管理目標値
pH	-	5.8~8.6	-	5.8~8.6	-	5.8~8.6
BOD	mg/L	30(20)	-	15	-	15
COD	mg/L	-	20	-	-	20
SS	mg/L	90(70)	-	40	-	40
T-N	mg/L	120(60)	20	20	年間平均2.8	2.8
T-P	mg/L	16(8)	2	2	-	2
大腸菌数	CFU/mL	(800)	-	800	-	800

※ () 内の数値は、日間平均

(別紙1-2)

■野々口浄化センター水質基準及び目標値

項目	単位	水質汚濁防止法に基づく排水基準	水質汚濁防止法に基づく総量規制C値	下水道法に基づく技術上の基準	本市下水道経営計画上の目標値	管理目標値
pH	-	5.8~8.6	-	5.8~8.6	-	5.8~8.6
BOD	mg/L	30(20)	-	15	-	15
COD	mg/L	-	20	-	-	20
SS	mg/L	90(70)	-	40	-	40
T-N	mg/L	120(60)	25	20	年間平均3.4	3.4
T-P	mg/L	16(8)	3	2	-	2
大腸菌数	CFU/mL	(800)	-	800	-	800

※ () 内の数値は、日間平均

別紙 2) 試料採取業務

岡山市の休日を定める条例に規定する休日を除き、監督員の定めた曜日に表の試料採取及び採取時の記録の作成を行い、定められた時間に回収できるよう準備しておくこと。

流入水については、毎月 1 回目の採水の際に試料を採取すること。

試料採取等の作業に必要な資材・記録表については、市が提供する。

採取試料（野々口浄化センター） 10:00

試料名	記録	頻度	備考
流入水		1 回/月	可能な限り汚水ポンプ稼働時に採取すること
MLSS (1 系・2 系)	水温	1 回/週	ブロー停止時は手動で 5 分程度稼働後、採取すること
OD 槽ろ過 (1 系・2 系)		1 回/週	
終沈 (1 系・2 系)		1 回/週	
放流水	水温	1 回/週	
脱水ケーキ		1 回/週	脱水機運転時のみ

採取試料（御津中央浄化センター） 10:00

試料名	記録	頻度	備考
流入水		1 回/月	可能な限り汚水ポンプ稼働時に採取すること
MLSS	水温	1 回/週	ブロー停止時は手動で 5 分程度稼働後、採取すること
OD 槽ろ過		1 回/週	
放流水	水温	1 回/週	
脱水ケーキ		1 回/週	脱水機運転時のみ

記録事項（各浄化センター共通）

採取時間、気温、水温（表にある試料のみ）、直近の点検時 MLSS、自動測定器表示値（COD, T-N, T-P 濃度）